

# 第1章 融資を受けるにあたって



# 第1章 融資を受けるにあたって

## 1 資金の種類

事業資金には、一般的に運転資金と設備資金があります。

運転資金：原材料・商品の仕入れなどを目的とした短期的・流動的な資金です。

設備資金：土地・建物・機械設備の購入などを目的とした長期的・固定的な資金です。

なお、運転資金は経営を行っていくうえで、必要不可欠な資金であり、一般的に製造業、卸売業、小売業では以下のとおり、算出することができます。

運転資金 = 売上債権（売掛金、受取手形） + 棚卸資産 - 仕入債務（買掛金、支払手形）

## 2 融資を受けるために

(1) 金融の情勢をよく認識し、どの程度の借入額が適当であるかを判断しましょう。

(2) 円滑に融資を受けるために、次の内容をチェックしておきましょう。

|                                 | Y E S | N O |
|---------------------------------|-------|-----|
| ① 経営者ご自身に信頼感はありますか。             |       |     |
| ② 事業の採算性はありますか。                 |       |     |
| ③ 事業の将来性はありますか。                 |       |     |
| ④ 事業内容、経理内容は明確ですか。              |       |     |
| ⑤ 資金計画は運転資金、設備資金ごとに具体的になっていますか。 |       |     |
| ⑥ 取引金融機関との関係が密接で信頼を得ていますか。      |       |     |
| ⑦ 借入金の返済計画を立てていますか。             |       |     |

## 3 融資を実施している機関は

民間金融機関

都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合など

政府系金融機関等

株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構 など

地方公共団体

東京都・各区市町

東京都・各区市町が制度融資取扱指定金融機関と協調して融資を実施しており、多くは東京信用保証協会の信用保証が必要となります。

各区市町の融資制度は、比較的小口の融資となります。

#### 4 中小企業者とは

信用保険法第2条第1項に定める中小企業者のうち同項第1号、第2号、第5号及び第6号に定める法人並びに同項第1号及び第2号に定める個人事業者であって、次の表のいずれかに該当するものをいいます。

| 業種   | 資本金 <sup>*1</sup> | 従業員数 <sup>*1</sup>   |
|--|-------------------|----------------------|
| 製造業等 <sup>*2</sup>                                 | 3億円以下             | 300人以下               |
| ゴム製品製造業<br>(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。) | 3億円以下             | 900人以下 <sup>*3</sup> |
| 卸売業  | 1億円以下             | 100人以下               |
| 小売業 <sup>*4</sup>                                  | 5,000万円以下         | 50人以下                |
| サービス業  | 5,000万円以下         | 100人以下               |
| ソフトウェア業、情報処理サービス業                                  | 3億円以下             | 300人以下               |
| 旅行業  | 3億円以下             | 300人以下               |
| 旅館業  | 5,000万円以下         | 200人以下 <sup>*3</sup> |
| 医療法人等 <sup>*5</sup>                                | (条件なし)            | 300人以下               |

※1 資本金又は従業員数のいずれか一方の要件を満たせばよい。また、個人事業者及び特定非営利活動法人は資本金の要件を適用しない。

※2 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業及びサービス業以外の業種をいう。

〔業種例〕建設業、不動産業、運送業、出版業など

※3 特定非営利活動法人の場合、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)は従業員数300人以下、旅館業は同100人以下。

※4 飲食業を含む。

※5 医業を主たる事業とする法人

#### 5 小規模企業者とは

信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者であって、次の(1)又は(2)に該当するものをいいます。

(1) 法人(組合を除く。)又は個人事業者

次の表のいずれかに該当するもの

| 業種                  | 従業員数                |
|---------------------|---------------------|
| 製造業等 <sup>*1</sup>  | 20人以下               |
| 卸売業                 | 5人以下                |
| 小売業 <sup>*2</sup>   | 5人以下                |
| サービス業               | 5人以下                |
| ソフトウェア業、情報処理サービス業   | 20人以下               |
| 旅行業                 | 20人以下               |
| 宿泊業、娯楽業             | 20人以下 <sup>*3</sup> |
| 医療法人等 <sup>*4</sup> | 20人以下               |

※1 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業・飲食業及びサービス業以外の業種をいう。  
〔業種例〕建設業、不動産業、運送業、出版業など

※2 飲食業を含む。

※3 特定非営利活動法人の場合、宿泊業及び娯楽業は従業員数5人以下。

※4 医業を主たる事業とする法人

(2) 組合

事業協同小組合、企業組合及び協業組合

## 6 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認と支援策について

### (1) 対象となる方

中小企業者、組合等（任意グループを含む）

### (2) 経営革新計画の概要

経営革新計画とは、中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する中期的な経営計画書です。東京都に承認申請を行い、東京都知事が承認を行います。

[新事業活動とは]

次の4つの「新たな取り組み」をいいます。

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入
- ⑤ 技術に関する研究開発及びその成果の利用、その他の新たな事業活動

[経営の相当程度の向上とは]

「経営革新計画」として承認されるためには、「経営の相当程度の向上」が必要です。指標は、営業利益、人件費及び減価償却費の合計額である「付加価値額」又は「1人当たりの付加価値額」及び「給与支給総額」を用います。

5年計画の場合、事業期間である5年後までの目標伸び率が、「付加価値額」又は「1人当たりの付加価値額」については15%以上、かつ「給与支給総額」については7.5%以上である必要があります。

### (3) 支援の内容

- ① 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度
- ② 東京都中小企業制度融資
- ③ 信用保証の特例
- ④ 中小企業投資育成株式会社からの投資
- ⑤ 起業支援ファンドからの投資
- ⑥ 市場開拓助成事業 等

(注) 計画の承認は、支援施策の利用を保証するものではありません。各施策を利用する場合、別途各施策実施機関への申込み・審査が必要となります。また、各施策の実施の有無や内容は変更する場合があります。

### (4) 承認手続の流れ

- ① 行政庁（都）に対し、経営革新計画に係る承認申請（ホームページに申請書を掲載）  
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/keiei/kakushin/>
- ② 行政庁において、計画内容の新規性や実現可能性等について審査
- ③ 行政庁から承認申請のあった事業者に対し、審査結果を通知

### (5) 問い合わせ先

#### ●申請書の提出について

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 03(3251)7881

東京商工会議所 中小企業相談センター 03(3283)7700

東京都商工会連合会 経営革新室 042(500)3886

産業労働局 商工部 経営支援課 03(5320)4784

#### ●制度全般について

産業労働局 商工部 経営支援課 03(5320)4795

